

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R1新土木工事積算システムデータ移行業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和1年9月30日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人 日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,542,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥3,542,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	令和2年2月に関東地方整備局のシステムサーバ切り替えが行われ、これに伴い、新土木工事積算システム(以下、「新土積システム」という。)の改良及び積算実績データの移行作業を行う必要がある。 新土積システムの改良については、別業務にて(一財)日本建設情報総合センターが実施しているところである。 積算実績データの移行作業については、地方整備局ごとにサーバ環境が異なることから、地方整備局ごとに単独で実施するものであるが、約2万5千件のデータ構造の変更作業が必要であり、膨大な作業時間を要するものである。 令和2年2月のシステムサーバ切り替えまでの短期間(約4ヶ月)に本業務を完了させるためには、システム改良内容を完全に把握し、かつ、新土積システムの環境を保有している(一財)日本建設情報総合センター以外では実施できないものである。 また、(一財)日本建設情報総合センター以外において本業務を実施するためには、受注者において新土積システムの環境を構築する必要が生じるが、新土積システムの環境を保有し、自社にて作業が行うことができる(一財)日本建設情報総合センターにて実施する場合に比して高額になることを踏まえると、経済性の観点からも(一財)日本建設情報総合センターにおいて本業務を実施することが望ましい。 よって、(一財)日本建設情報総合センターは、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。